

令和7年第一回八丈町議会定例会会議録

議事日程（第3号）

令和7年3月18日（火曜日）午前9時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議案第14号 令和7年度八丈町水道事業会計予算
- 第 3 議案第15号 令和7年度八丈町一般旅客自動車運送事業会計予算
- 第 4 議案第16号 令和7年度八丈町病院事業会計予算
- 第 5 議案第17号 令和7年度八丈町浄化槽設置管理事業会計予算
- 第 6 議案第18号 八丈島の海・山・暮らし館設置条例
- 第 7 議案第19号 八丈町印鑑条例の一部を改正する条例
- 第 8 議案第20号 八丈町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 9 議案第21号 八丈町職員定数条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第22号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 第11 議案第23号 八丈町歴史民俗資料館設置条例の一部を改正する条例
- 第12 議案第24号 八丈町文化財保護条例の一部を改正する条例
- 第13 議案第25号 八丈町牧野施設設置条例の一部を改正する条例
- 第14 議案第26号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例
- 第15 発議第 1号 八丈町議会委員会条例の一部を改正する条例
- 第16 発議第 2号 八丈町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例
- 第17 発議第 3号 八丈町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する等の条例
- 第18 発議第 4号 八丈町議会会議規則の一部を改正する規則
- 第19 発議第 5号 八丈町議会傍聴規則の一部を改正する規則
- 第20 発議第 6号 八丈町議会会議規則に係る情報通信技術の活用に関する規程
- 第21 承認第 2号 議員の派遣承認について（令和7年度東京都町村議会議員講演会）
- 第22 承認第 3号 議員の派遣承認について（令和7年度要望活動）

- 第23 承認第 4号 議員の派遣承認について（令和7年度町村議会議長・副議長研修会）
 第24 承認第 5号 議員の派遣承認について（小笠原親善訪問）
 第25 承認第 6号 議員の派遣承認について（令和7年度行政視察研修）
 第26 承認第 7号 議員の派遣承認について（南大東村訪問）

出席議員（12名）

1番	真田幸久君	2番	浅沼隆章君
3番	奥山幸子君	4番	浅沼清孝君
5番	山下則子君	6番	金川孝幸君
7番	冲山昇君	8番	岩崎由美君
9番	浅沼碧海君	10番	山下巧君
11番	浅沼憲春君	12番	山本忠志君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	山下奉也君	副町長	山越整君
公営企業 管理者	奥山勉君	教育長	大澤道明君
企画財政 課長	金川智亜樹君	総務課長	高野秀男君
税務課長	山下進君	住民課長	佐藤真一君
福祉健康 課長	小野高志君	建設課長	瀬筒国治君
産業観光 課長	大川和彦君	会計課 課長補佐	大澤知史君
企業課長	菊池拓君	教育課長	田村久美君
消防長	堀本敏彦君	病務院 院長	菅原宏幸君
企業課 経理係長	岡野豊広君	病務院 事務局 管理係長	浅沼晶君
病務院 事務局 業務係長	菊池裕介君	建設課 管財係長	川島心太郎君

事務局職員出席者

事務局長 高橋太志君
書記 國方英王君

庶務係長 浅沼洋介君
書記
(録音) 水野滉人君

◎開議の宣告

○議長（山本忠志君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で定足数に達しております。

よって、令和7年第一回八丈町議会定例会3日目は成立いたしました。

これより開会いたします。

議案説明のため、町長、副町長、公営企業管理者、教育長、各課長及び職員の出席を求め、議事公開の原則に基づき、傍聴人、報道関係者の入場も許可してございます。

（午前 9時00分）

○議長（山本忠志君） これより会議に入ります。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（山本忠志君） 日程第1、会議録署名議員に、10番、1番議員を指名いたします。

◎議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第2、議案第14号 令和7年度八丈町水道事業会計予算を上程いたします。

説明、企業課長。

○企業課長（菊池 拓君） 書類番号12号をお願いいたします。

1ページをお願いします。

議案第14号 令和7年度八丈町水道事業会計予算。

総則。

第1条、令和7年度八丈町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（「第5条、第6条を除いて文言省略」の声あり）

○企業課長（菊池 拓君） はい。

次のページをお願いいたします。

企業債。

第5条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的、水道施設整備事業、限度額 1 億1,200万円、合計 1 億1,200万円。老朽管更新や機器更新事業等に係る起債になります。

次のページをお願いします。

令和 7 年 3 月 3 日、提出者、八丈町長、山下奉也。

19ページをお願いします。

令和 7 年度当初予算実施計画明細書。

収益的収入及び支出。

収入。

1 款水道事業収益 5 億5,667万9,000円。

1 項営業収益 3 億1,731万8,000円、水道料金は令和 6 年度当初予算比で2,000万ほど減見込みとなっています。

2 項営業外収益 2 億3,936万円、こちらは主に生活保護・漏水減免分の増と赤字補填分で、前年度当初予算比で2,500万円ほど増となっています。

3 項特別利益1,000円。

次に、支出です。

1 款水道事業費用 5 億4,007万2,000円。

営業費用 5 億1,962万円。

次のページをお願いします。

浄水費の委託料は、保守点検の回数増によるものと配水及び給水費で、浄水器取替え件数の増、次のページの業務費では、職員人件費の増により、合わせて当初予算比で2,500万円ほどの増となります。

次のページをお願いします。

2 項営業外費用2,025万1,000円。

次のページをお願いします。

3 項特別損失1,000円。

4 項予備費20万円。

次に、資本的収入及び支出です。

収入。

1 款資本的収入 4 億7,550万9,000円。

1 項企業債 1 億1,200万円、老朽管更新、機器更新、水道施設柵整備事業分になります。

2 項他会計出資金2,943万5,000円。

3 項他会計補助金201万6,000円、児童手当補助金分です。

4 項国庫補助金1,624万4,000円、大賀郷浄水場停電対策事業分です。

5 項都補助金 3 億1,581万4,000円、老朽管更新、大賀郷浄水場停電対策、機器更新等の補助金分です。

次のページをお願いします。

1 款資本的支出 6 億5,452万3,000円。

1 項建設改良費 5 億2,306万8,000円、こちらは配水管等布設工事、大賀郷浄水場非常用発電施設整備工事等のほか、来年度以降に向けた設計委託等を行います。

固定資産購入費は220万円で、車両購入費です。老朽化による軽自動車の更新になります。

2 項企業債償還金 1 億3,145万5,000円です。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（山本忠志君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

質問ございませんか。

1 番。

○1 番（真田幸久君） 24ページの委託料、その中の老朽管更新工事实施設計（電線共同溝設計含む）についてご質問させていただきます。

全員協議会のほうでも申し上げましたけれども、国土交通省が発表しております東京都水道カルテによりますと、八丈町の老朽管の状況は非常に深刻で、東京都の中でワーストの部分に入るということで、八丈町ということがそのまま名前も出てグラフの中に表示されているような状況です。それは料金回収率並びに耐震化基準の適合率が低いという縦軸・横軸というもので、左下のところに八丈町が位置しているという内容のものです。

それを踏まえた上で、今の委託料のところなんですけれども、括弧書きで電線共同溝設計含むとありますので、そこだけを見てしまいますと、今電線共同溝、つまり電柱の無電柱化を進めていることと一致するかと思うんですけれども、そうすると坂下を優先して対応するかのように見えてしまいますが、前回の議会、もしくはそれ以前から坂上のほうの有収率が非常に低いという話を申し上げていて、どちらかというところと老朽化に関しては坂上のほうを優先して対応しなければいけないのではないかということをおっしゃったけれども、そういった坂上・坂下、坂上の中でもそれぞれの地区で状況が違いますので、そういったことを踏

まえた上で老朽管の補修に関してはどのような流れで今行っているのか、もしくは既に終わっている部分があればその内容を教えていただきたいですし、今後どういう形で進めていくのかも併せてお知らせいただけますでしょうか。お願いします。

○議長（山本忠志君） 企業課長。お願いします。

○企業課長（菊池 拓君） 有収率の低い部分についてなんですが、こちらの主な原因が漏水によるものと考えているところが一番大きいです。坂上地区の有収率の低い原因も、やはり漏水が一番大きい原因かなと思っております。

そこで、坂上地区の漏水対応の工事を令和6年度、今年度に行いました。今後、すぐにはありませんが、令和7年度の決算あたりから有収率の数字についてはよくなっていくのではないかと考えています。今後の工事につきましても、補助事業を活用しながら東京都に計画を提出して、なるべく広い範囲をやっていきたいと考えています。

以上です。

○議長（山本忠志君） 1番。

○1番（真田幸久君） ありがとうございます。令和6年度中に坂上のほうは大きなところは対応していただいているということで、ただ数字としては決算の数字が出るまで、しかも令和6年度なので、直してすぐなので数字としてはまだ出づらく、令和7年度の決算、つまり令和8年度になってからでないと数字としては確認できないということは分かりました。ありがとうございます。

一方で、この今回の工事実施設計に当たってのバランスについて教えていただけますか。つまり、さらに坂上のほうが全てこれで解消されたと思っておりますので、坂上のほうに実際かけていくための工事の設計にどれぐらいで、坂下のほうの共同溝に絡むほうでどれぐらいということの大ざっぱな数字でも構いませんので、お手元にあるようでしたら教えていただけますでしょうか。

○議長（山本忠志君） ありますか。

企業課長。

○企業課長（菊池 拓君） 申し訳ございません。設計に対することに関しての資料は今持ち合わせておりませんが、坂上・坂下ともバランスよくやるようには心がけていると水道のほうの担当は考えて計画を立てていると思っております。

○議長（山本忠志君） 1番。

○1番（真田幸久君） ありがとうございます。バランスを取っていただくということなんで

すけれども、基本的には実際に断水とか起きることの可能性はあるのは坂上のほうですので、どちらかというところからすぐに困るようなところのほうを優先したバランスを持って対応していただきたいということを提案させていただいて終わりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（山本忠志君） ほかにございますか。

7番。

○7番（沖山 昇君） ページ数でいきますと19ページになります。水道料金のところで、実は昨年度まで消費税相当額が記載されていましたが、来年度、7年度は記載されていないんですが、ここをちょっと教えていただけないかと思うんですけれども。経理係長のほうがよろしいですかね。

○議長（山本忠志君） ちょっとお待ちください。

○7番（沖山 昇君） この件に関しては、ほかのバスにしても、ほかのところでもやっぱり抜けているところがあるので、記載されていないので。もしあれでしたら、戻ってきてからで結構です。

○議長（山本忠志君） ちょっと回答お待ちいただけますか。

この間に、ほかの質問ございますか。

（事務局長「一旦休憩入れていただいていますか。今来ますので」
の声あり）

○議長（山本忠志君） しばし休憩を取ります。ちょっとお待ちください。帰って来たら開会いたしますので。

（午前 9時13分）

○議長（山本忠志君） 休憩を解いて再開いたします。

（午前 9時15分）

○議長（山本忠志君） 経理係長。

○企業課経理係長（岡野豊広君） 消費税の記載がなくなったということでご質問いただいたということなんですが、今年度からシステムを積極的に使って、ちょっと様式が去年と変わったなみたいな感じで感じられている方もいらっしゃるかなと思うんですけれども、システムを使って導入しまして、今年度から、簡単に言えば消費税分は逆算して10%ですよという

ことをご理解いただけるかなとは思いますが、システムを積極的に使った形で出力した形で、すみませんが、今年度から消費税の表示を抜かしたという形になっています。申し訳ないですが、よろしくをお願いします。

○議長（山本忠志君） 7番議員、よろしいですか。

ほかに質問ございますか。

1番。

○1番（真田幸久君） すみません、ページ数ということではなくて人材の問題なんですけれども、水道関係、八丈町に限らずいろんな自治体で実際に従事する専門の方がかなり少なくなってきたいて、各自治体ともに苦勞をしているという状況がある中で、八丈町としては水道に関する専門の人をうまく配置できているのか、もしくは今不足しているなら今後どういう対応をしようとしているのか。

例えば東京都、既にいろいろな協力を仰いでいると思いますけれども、そういった面も含めて、現状とそれから今後について、人員の確保に関してお話をいただけますでしょうか。

○議長（山本忠志君） 企業課長。

○企業課長（菊池 拓君） 人員の確保についてなんですが、現在の人員につきましては、定数は1名減という形になっています。それで、職員のベテランかベテランでないかという部分に関しては、ベテラン職員が1名ではありますが係長としてやっております、係長を筆頭に、また下のその係の職員も今現在経験を積んでいるところです。

もちろん技術的な部分とかでも東京都さんの力を借りたりする部分は現在までもあります。去年、一昨年に関しましては新卒の採用の職員が入っていますので、その方たちに現場に出ですぐいろんなことをやってもらうということは無理ですので、まずはそういう方には料金のほうの担当ということで、窓口の対応から始めていただいておりますのが現状ということになっています。

以上です。

○議長（山本忠志君） 1番。

○1番（真田幸久君） ありがとうございます。一応、体制としてはそれなりの経験を積んでいらっしゃる係長がいらっしゃる、さらにその技術を継承すべき人となる者もきちんと配置されているということで、技術的な継承に関しては今のところはあまり問題がないというか、ということをお答えいただいたということでよろしいでしょうか。

そうだとしたら今後もそれを続けていただきたいですし、あと本当に積極的に今後東京都

の関与をさらに高めていただいて、コストの面でもできるだけ共通のもの、八丈町だけではなくて東京都全体、もしくは島嶼部、今東京都の場合は島嶼部以外は東京都の水道局にたしかなっているはずですので、その部分のバランスも含めていろいろと検討をいただければと思います。

以上です。

○議長（山本忠志君） ほかに質問ございますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） ないようでしたら、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、日程第2、議案第14号 令和7年度八丈町水道事業会計予算は原案どおり可決いたしました。

◎議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第3、議案第15号 令和7年度八丈町一般旅客自動車運送事業会計予算を上程いたします。

説明、企業課長。

○企業課長（菊池 拓君） ただいまの水道事業会計予算書の次になります。

1ページをお願いいたします。

議案第15号 令和7年度八丈町一般旅客自動車運送事業会計予算。

総則。

第1条、令和7年度八丈町一般旅客自動車運送事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（「文言省略」の声あり）

○企業課長（菊池 拓君） はい。

次のページをお願いいたします。

令和7年3月3日、提出者、八丈町長、山下奉也。

16ページをお願いいたします。

令和7年度当初予算実施計画明細書。

収益的収入及び支出。

収入。

1 款自動車運送事業収益 1 億9,789万8,000円。

1 項営業収益9,770万9,000円、乗り合い・貸切りとも前年度と同程度の収益を見込んでいます。

2 項営業外収益は、赤字補填分が前年度と比べ1,300万円ほど増となります。

3 項特別利益50万円、前年度シルバーパス補償費等になります。

次に、支出です。

1 款自動車運送事業費用 1 億9,711万4,000円。

1 項営業費用 1 億9,075万4,000円、こちらは主に職員人件費、軽油費で、前年度当初と比べ1,400万円ほど増となります。

19ページをお願いいたします。

2 項営業外費用615万9,000円、企業債利息と消費税納付額になります。

3 項特別損失1,000円。

4 項予備費20万円。

次のページをお願いします。

1 款資本的支出518万8,000円。

1 項建設改良費118万8,000円、バス事務所駐車場のフェンス新設工事になります。

2 項企業債償還金400万円です。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（山本忠志君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

3 番。

○3 番（奥山幸子君） どこというか、バスガイドさんのことですがけれども、今6人いらっしゃって貸切りのバスの案内で活躍されていると思うんですが、そのガイドの内容なんですが、個々のガイドさんに内容を任せているのか、あるいはマニュアルみたいのがあるのか、どう

でしょう。

○議長（山本忠志君） 回答できますか。

企業課長。

○企業課長（菊池 拓君） マニュアルがあるということは話は聞いておりませんが、バスガイドさん同士で統一したガイドのやり方というのはまず基本的にはあると思います。その上で各バスガイドさんが自分なりの勉強をして、知識を習得して、お客様への対応を行っているところでございます。

○議長（山本忠志君） 3番。

○3番（奥山幸子君） なかなかガイドさんの評判がいいんですね。だから、個々の個性のあるガイドさんということも必要ですけれども、やっぱりいろんなポイントポイントもありますよね。そのときの基本的な情報とか、その辺をどういうふうに話すとかというところを最低の部分でマニュアル化したほうがいいのかなんて思ったんですね。

たまたま2月に私の同級生がご夫婦でいらして、ガイドさんの案内でいろいろすごく楽しめたという話だったんですけれども、天候で変更になる場合もありますよね。その場合ももう臨機応変にきちんと対応してくれたということで、なかなかガイドさんの評価高いので、その辺力を入れて貸切りバスのレベルアップにつなげてほしいなと思うんですね。

それが一つと、もう一つ、運行ルートなんですけれども、これは1泊2日とか2泊3日とかあると思うんですけれども、それは運行ルートは決めているんですか。それとも季節によって違うとか、その辺はどうなのでしょう。

○議長（山本忠志君） 企業課長。

○企業課長（菊池 拓君） もちろん季節によっても、例えばフリージアまつりの季節は会場に行くとか、そういうところもありますけれども、基本的にはコース設定をあらかじめして、見積りを取る段階で業者さんに提案をして、業者さんがこれでいきましょうということになりましたらそのコースを設定するという形を取っています。

○議長（山本忠志君） 3番。

○3番（奥山幸子君） 運行ルートもポイントがすごく詰まっていて、タイトな行程みたいなんですよ。だけれども、それが乗っている人にとっては降りたり乗ったりで大変なんですけれども、終わった後の達成感というか満足感というのはすごく内容が充実していてよかったという話なので、その辺は天候とか、そういうのに合わせて間延びしないようにとか、きちんとポイントは全部詰めて提供するというような姿勢を保ってほしいなと思いました。

感想で、予算と関係ないんですけれども、よろしくをお願いします。

○議長（山本忠志君） 企業課長。

○企業課長（菊池 拓君） すみません、先ほどの運行ルートの件なんですけど、うちのほうはあくまでも相手方にルートを決めつけるということではなくて、先ほども申しましたけれども、提案したルートを相手のお客さんに決めてもらっているという形を取っています。

（奥山議員「分かりました」の声あり）

○議長（山本忠志君） ほかにございますか。

2番。

○2番（浅沼隆章君） 16ページの旅客運送収益のところなんですけれども、定期券を販売していると思うんですけれども、その周知の方法も前回の3月議会のときにまた言わせていただいたんですけれども、この周知のほうがよくいっているのかをまずお聞きしたいです。

○議長（山本忠志君） 分かります。

企業課長。

○企業課長（菊池 拓君） 乗り合いの定期券のことにつきましては、最近学生さんの売上げも結構件数も上がってきているので、周知のほうはできているのではないかと考えています。もちろんこれ八高さんに特段何か昔みたいに営業、定期券販売、月に1回出向いていくとか、そういうことはやっていませんが、今のところは事務所で販売のみとなっています。

○議長（山本忠志君） 2番。

○2番（浅沼隆章君） ありがとうございます。4月に入って八高生がバスを使う機会というのがだんだん増えると思うんですけれども、そのときにやっぱり1年生の高校入ってばかりのときはバスに乗ったことがないとか、あまり利用したことがないということもあって、まずそもそも定期券というのが販売されているということを知らない方もいらっしゃるのかなと思ひまして、高校生全体というわけでもないんですけれども、新入生が入るタイミングだけでもこの宣伝をしたほうがいいのではないかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（山本忠志君） 企業課長。

○企業課長（菊池 拓君） その件につきましては議員のおっしゃるとおりだと思いますので検討したいと思います。

○議長（山本忠志君） ほかにございますか。

6番。

○6番（金川孝幸君） 今の16ページ、収益に関してなんですけど、貸切りの収益が大きな部分

を占めているんですが、民間の業者も最近力を入れているように感じております。これは需要に十分間に合っているんでしょうか、それとも断るようなケースはあるんでしょうか。

○議長（山本忠志君） 企業課長。

○企業課長（菊池 拓君） 八丈町の貸切りバスにつきましては、大体予約のほうは1年ぐらい前から予約が始まっています。もちろん直近になってバスないかとかいう問合せもございまして、その際にはもうバスが既に満車となっていることもありますので、そういうときには断ってはおります。

○議長（山本忠志君） 6番。

○6番（金川孝幸君） 早めに申し込んだ場合は十分対応できているという認識でよろしいでしょうか。はい。

○議長（山本忠志君） ほかにございますか。

1番。

○1番（真田幸久君） 16ページの雑収益の中の赤字補填分が2,800万ということで、前年比1,300万ほど増えているというお話でした。こちらに関しては、13ページの給料及び手当の増減額の明細を見る限り、ほぼこちらのほうの増加額で説明できる内容かとは思いますが。

一方で、今後この手当の部分の地域手当に関しては、今回は6%で来年5%、再来年さらに5%という形で、さらに増えていくという前提になるかと思えますけれども、ほかにももとの給料の引上げ分も含めて考えた場合、大体今後どれぐらいそこだけでも増える予想をされているのかというのを教えていただけますでしょうか。

○議長（山本忠志君） 公営企業管理者。

○公営企業管理者（奥山 勉君） すみません、今の予想ということなんですが、地域手当、こちらのほうはパーセント決まっていますけれども、今後のこと、数字的、細かい数値というのはやはり人事院勧告とか、そういった部分も出てくると思えますので、その辺についての細かい数字というのはちょっと難しいと考えてございます。

○議長（山本忠志君） 1番。

○1番（真田幸久君） もちろん例えば何十万単位とかというのは私も当然分らないと思っておりますけれども、大体ただこのまま例えば来年、基本的な上昇率がゼロということは考えられないので、例えば大体500万ぐらいはここ二、三年ぐらいは増加していく傾向と見ておるとか、そういった程度で構わないんですけれども。

なぜかといいますと、やはりこのバス事業に限らず、全ての公営企業会計が赤字補填を一

般会計からしているという状況がありますので、可能であればその分はできるだけなくすべき方向かと思っています。

一方で、赤字だったとしても、それが観光業等の収益につながれば結果としては税収増につながりますので、その部分で十分カバーできるということも考えられますけれども、一方でやはりマイナスというか費用に係る分がどれぐらいあるのかということは、ある程度固めに見積もっていただいて、それを前提に今後の収益のほうの逆に計画のほうをお立てになっていただきたいという意味ですけれども、大体100万単位でも難しいですか。

決してそれを言ったからその数字じゃないかということをお願いするつもりはないんですけれども、大体二、三百万とかから四、五百万ぐらいの間かなというふうには見えていますけれども、そういった認識でよろしいでしょうか。それとも、やはりそこも言い切れないというか、そこまでの数字も申し上げにくいということでしょうか。

○議長（山本忠志君） 公営企業管理者。

○公営企業管理者（奥山 勉君） 正直、今運転手さんの職員的な数もまだ足りていない状況というところもございますので、申し訳ないんですけれども、今ここで、増えるということは認識しております。ただそこで、ここでも100万単位とかでも数字としては申し上げることはちょっと控えたいと思っております。

○議長（山本忠志君） よろしいですか。

○1番（真田幸久君） はい。

○議長（山本忠志君） ほかにございますか。

2番。

○2番（浅沼隆章君） 17ページの手数料のところなんですけれども、バスパの件で、今から海・山・暮らし館とか歴史民俗資料館、いろいろ新しいリニューアルした施設がオープンしてくると思うんですけれども、それをバスパ、温泉に入るような形とバスという形で合わせていると思うんですけれども、多分今後は検討していくとは思いますが、それをまず検討していった上でバスの運行を、それに合わせた館の閉館時間等、始まる時間等に合わせたバスの運行ルートの変更というのは今後行われるとか検討する予定があるのかどうかをお伺いしたいです。お願いします。

○議長（山本忠志君） 企業課長。

○企業課長（菊池 拓君） 今のところ、運行ルートの変更等については考えておりません。

○議長（山本忠志君） 2番。

○2番（浅沼隆章君） 今から新しくリニューアルしたときからでもいいので、今後やっぱりこういう施設というのをうまく回れるようなルートというのも考えていただきたいですし、先ほど言ったとおり、チケットもこの販売を伸ばすためにも合わせたような価格設定というのも必要になってくると思うので、ぜひ検討をお願いしたいと思います。提案といたします。

○議長（山本忠志君） ほかにございますか。

7番。

○7番（沖山 昇君） 16ページになりますけれども、シルバーパス、今購入されている方は何名ぐらいいらっしゃいますか。

○議長（山本忠志君） シルバーパス。

企業課長。

○企業課長（菊池 拓君） すみません、今ちょっと手元に資料を持ってきておりません。後ほどでよろしいでしょうか。

○議長（山本忠志君） じゃ、後ほどということですね。

7番。

○7番（沖山 昇君） シルバーパス、東京都のほうがやっていたら75歳からですかね、所得が低い方に関しては1,000円で1年間乗り放題になるというすばらしいシルバーパスなんですけれども、たしか70歳からでも町のほうで同じような制度があって利用されている方もいらっしゃるかと思う。75からでしたっけ。

（「65歳」の声あり）

○7番（沖山 昇君） 65歳。失礼しました。65歳からですかね、利用されている方が多いと思いますけれども、以前に実はちょっと話が上がっていたことで、その子供バージョンを作ってみたらどうだろうということで、小学生、中学生、いけば高校生ぐらいまでの、1,000円負担をしていただいて、あとはバスへの補助、東京都のシルバーパスと同じような形で町のほうからの補助をしながら、子供たちの放課後のスポーツでの移動とか、そういった面、別にそれにこだわらなくていいと思うんですけれども、バスの利用率が上がるというのと、あとは子供たちがそういった経験をするというのも大事なことで実はちょっと前お話が上がったことがあったと思いますが、何が原因だったのかちょっと立ち消えになってしまったんですけれどもね。どこの部署と相談したらいいのか、教育課もちろんそうだと思うんですけれども、企業課と、あとそこら辺で相談をしていただくと、そういったことができればいいのかなというちょっと提案をさせていただければと思うんですが、いかがで

しょうか。

○議長（山本忠志君） 公営企業管理者。

○公営企業管理者（奥山 勉君） そういったご提案をいただいたということで、確かに八丈の子供たち、バスに乗る機会とかはなかなかなくて、たまにXとかでもお母様がお子さんを連れてバスに乗ってみたというようなのも流れているの見たことはございます。

そういったところで、やはりいろいろな経験、これは必要だと思います。ただ、今の現状でいきますと、時間帯がなかなか1時間とか2時間とか間が空いてしまう場合もございまして、そういったところも含めてちょっと今後検討していきたいというふうに考えてございまして、よろしくをお願いします。

（沖山議員「よろしくをお願いします」の声あり）

○議長（山本忠志君） ほかにございますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） それでは、ないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、日程第3、議案第15号 令和7年度八丈町一般旅客自動車運送事業会計予算は原案どおり可決いたしました。

◎議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第4、議案第16号 令和7年度八丈町病院事業会計予算を上程いたします。

説明、病院事務長。

○病院事務長（菅原宏幸君） それでは、黄色の紙の1ページめくっていただきまして、お願いいたします。

議案第16号 令和7年度八丈町病院事業会計予算。

総則。

第1条、令和7年度八丈町病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(「第5条を除いて文言省略」の声あり)

○病院事務長(菅原宏幸君) はい、ありがとうございます。

それでは、1ページめくっていただきまして、企業債。

第5条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的、病院施設整備事業、医療機械器具整備事業。限度額、病院施設整備事業1,700万、医療機械器具整備事業4,200万、合計5,900万。

次のページをお願いいたします。

令和7年3月3日、提出者、八丈町長、山下奉也。

6ページをお願いいたします。

令和7年度当初予算実施計画書。

収益的収入及び支出。

収入です。

1款病院事業収益は16億7,450万8,000円で、前年度と比較しまして2,736万9,000円減であります。

内訳といたしましては、入院収益が2億4,369万2,000円で前年度比7,834万4,000円減、病床使用率14%減、約43%で約2,500名減を見込んでおります。

外来収益4億2,789万5,000円で前年度比2,854万2,000円減となり、約1,697名の増を見込んでおりますが、患者増ならば収益増となりますが、内科1人当たりの外来単価が6年度大幅減しております。主な要因としましては、診療報酬改定により指導管理料算定ができなくなりましたので、収益が減少するとの予測です。

その他医業収益2,927万5,000円で、1,679万7,000円の減を見込んでおります。

2項医業外収益では、9億7,364万5,000円で9,631万4,000円の増となります。昨年度より多く増加しているのが、他会計負担金は減ですが、他会計補助金は182万1,000円増となり、一般会計より頂く金額であります。

6目その他医業外収益で、赤字補填分5億円が含まれております。

続いて、1款病院事業費用ですが、16億7,293万1,000円で2,185万7,000円減となります。

内訳ですが、給与費7億7,582万6,000円で2,668万7,000円増、職員のベースアップ、地域手当分と会計年度職員の最低賃金の引上げ及び期末手当支給による増、派遣医師人件費につ

いては全体的に増加となります。

材料費に関しましては1億8,968万7,000円で4,152万1,000円減、患者減少分となります。

経費4億6,688万4,000円、318万1,000円増で、主なものですが、委託料関係で約100万円増、光熱水費、燃料費で約200万円の増、手数料等で約390万円の減、修繕費で約370万円増となります。

続きまして、2項医業外費用では、402万9,000円減で、支払い利息、借金の利息ですが、利率が下がる傾向であります。

患者外給食材料費51万8,000円減となります。

特別損失では、昨年度、診療報酬査定減、入院収益及び外来収益約0.5%を見込んでおり、400万円を計上しております。

次に、下のページで、資本的収入ですが、2億927万4,000円で3,997万4,000円の増となりますが、3項都補助金959万8,000円減となり、国保会計補助金では医療機器購入費で403万2,000円となり、固定資産にある超音波診断装置の補助金となります。

続いて、1款資本的支出3億1,150万7,000円で4,261万6,000円増となり、1目建設改良費、エアコン更新と長寿命化計画に基づく病棟LED化改修工事1,124万3,000円増で、2目固定資産購入費で1,969万8,000円増となり、2項企業債償還金は2億2,663万6,000円となります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（山本忠志君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

質問ございますか。

1番。

○1番（真田幸久君） 20ページの予算実施計画明細書の中の収入の部分ですけれども、先ほど病院事業収益の中の入院収益もしくは外来収益に関しては、いわゆる単価のほうは診療報酬の改定の影響が大きいということでしたけれども、一方で例えば入院収益のほうを見ますと、患者数では産婦人科以外が減少しているという見込みになっていますけれども、これはどういった前提にこういった見積りをしているのかを教えてくださいませんか。

また、外来収益のほうに関しても、人が減っている部分の影響と、それから診療報酬改定だけではないような気もしていますので、例えばコロナの影響が徐々に減ってきているのでその関係の方が減っているのですとか、もしくは軽症の方が増えている、その比率が上がっているとか、そういったものがもしあるのであれば傾向を教えてくださいませんか。

○議長（山本忠志君） 病院事務長。

○病院事務長（菅原宏幸君） それに関しましては、一応今年度上半期ベースで予算単価、患者数を算出しております。入院に関しましては、内科、外科の単価は大きく変わっておりません。小児科、産婦人科外来は人数が少ないので単価の変動が大きくなりがちなのですが、そこまで大きい単価変動とは思っておりません。単純に少し単価が高い患者がたまたま入院していたという要因かとは思っております。

産婦人科の入院については、注射薬剤や産科に必要な処置単価が減少しております。小児科入院については、注射薬剤処置、各種検査では単価が増加しております。これはあくまで上半期のベースを基にということになっております。

外来に関しましては、やはり診療報酬改定後の管理料が大幅減少していきまして、管理料だけで見れば改定後の三、四割程度の減となる可能性があります。これ、管理料など、特定疾患療養管理料の廃止というところでありまして、本年度がそれが大幅に減少の原因となっております。また、検査や画像撮影件数も減少しており、単価減少につながっていると思われまます。あとは、患者さんもこころみができることによって、その流れも減少の原因かとは思われております。

あと、人件費に関しましては、定期派遣医師が6年度の予算要求8,171万8,000円で7年度9,916万3,000円と1,744万5,000円増となっております。主たる増加要因としては、正職員として勤務した医師を定期派遣医師として雇用する経費が増額となっております。これに関しましては、小児科がちょっと3月末をもって職員としては退職されて、ただ残っていただいて定期派遣と同等の働き方をさせていただけるということになってございます。

また、会計年度任用職員の報酬に関しましては、6年度当初予算要求を6,556万4,000円、7年度当初予算要求7,594万1,000円で1,037万7,000円の増となっております。先ほど述べたように、増加要因としましては、期末・勤勉手当支給額の増加となっております。

以上で説明とさせていただきます。

○議長（山本忠志君） よろしいですか。

ほかに質問ございますか。

1番。

○1番（真田幸久君） あと、これまでずっと話題になっていた看護師さんの充足状況に関してなんですけれども、最近は看護師さんの募集をしていないので充足はしていると思ってるんですけれども、その充足がいわゆる正規職員できちんと必要数を賄っているのか、もし

くは派遣ですとか、そういった形の契約も含めて充足しているのかという状況を教えていただけますでしょうか。

○議長（山本忠志君） 病院事務長。

○病院事務長（菅原宏幸君） ただいま議員おっしゃったように、職員は一応充足する予定となっております。ただ、産休・育休の職員がいますので、その分は今までどおり派遣で行っていきたいと思っておりますので、予算的にも今回7年度予算要求として1,600万と合わせて全部で2,384万を予算要求しております。

○議長（山本忠志君） いいですか。

1 番。

○1 番（真田幸久君） 続きまして、看護補助をされる方に関しての充足状況はいかがでしょう。

○議長（山本忠志君） 病院事務長。

○病院事務長（菅原宏幸君） 看護助手に関しましても、あくまで充足はしているんですけども、ただ働き方としてもう1名ぐらい現場から何時間か働いてほしいということで、今募集もかけている状況であります。

○議長（山本忠志君） よろしいですか。

ほかに質問ございますか。

8 番。

○8 番（岩崎由美君） 25ページなんですけれども、研究研修費として旅費が計上されています。この中でいろんな課の方が研修に行くのが大体書いてあるんですけども、旅費が書いてあるんですけども、押しなべて皆さんが全員行けるような体制を今取られているでしょうか。

○議長（山本忠志君） 病院事務長。

○病院事務長（菅原宏幸君） 一応、行くようには推奨はしているんですが、なかなか仕事の関係でウェブとかのほうは今現状は多くなっております。資格とかそういう更新、うちの点数取れるあれでしたら行っていただいておりますけれども、自分のっていいですか、取りあえずは一応各職員が行けるような予算繰りはしております。ただ何人かいますので、1人がずっと毎年毎年行くのではなくて、2人、コメディカルがいれば交互に行くような形をお願いしております。

○議長（山本忠志君） よろしいですか。

8番。

○8番（岩崎由美君） 職種によっては1人しかいないような、担当者がですね、そういうものもあると思うんですけども、例えば機器を滅菌したりするような担当の方は……。2人。2人で。じゃ、今は全体、みんなが複数人担当の方がいるということで大丈夫でしょうか。

○議長（山本忠志君） 病院事務長。

○病院事務長（菅原宏幸君） すみません、滅菌技師は1人しか職員としてはいません。その方がまだ資格を取っていませんので、3年間現場やってということは来年、再来年当たりを取っていただく予定にはなっております。

（岩崎議員「分かりました」の声あり）

○議長（山本忠志君） ほかにございますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） それでは、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、日程第4、議案第16号 令和7年度八丈町病院事業会計予算は原案どおり可決いたしました。

ここで先ほど質問があつて回答保留になっておりましたシルバーパスの件数について、企業課長より回答ございます。

企業課長。

○企業課長（菊池 拓君） 先ほどはすみませんでした。

シルバーパスの件数なんですけど、令和5年度は397枚、今年度につきましては、2月末現在ではありますが393枚となっております。

以上になります。

○議長（山本忠志君） 7番議員からの質問だったと思うんですが、よろしいですか。

では、議事を進行いたします。

◎議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第5、議案第17号 令和7年度八丈町浄化槽設置管理事業会計予算を上程いたします。

説明、企業課長。

○企業課長（菊池 拓君） 病院事業会計予算書の次になります。

1ページをお願いします。

議案第17号 令和7年度八丈町浄化槽設置管理事業会計予算。

総則。

第1条、令和7年度八丈町浄化槽設置管理事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（「第5条を除いて文言省略」の声あり）

○企業課長（菊池 拓君） はい。

次のページをお願いします。

企業債。

第5条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的、合併処理浄化槽整備事業、限度額1,400万円、合計1,400万円。起債の方法、利率、償還の方法は他の会計と同じとなっております。

次のページをお願いします。

令和7年3月3日、提出者、八丈町長、山下奉也。

16ページをお願いします。

令和7年度当初予算実施計画明細書。

収益的収入及び支出。

収入。

1 款浄化槽設置管理事業収益6,324万2,000円。

1 項営業収益1,541万8,000円、浄化槽使用料です。

2 項営業外収益、こちらは他会計補助金が前年度と比べ148万9,000円の増と消費税還付金の290万円ほどの増はありますが、赤字の補填分が前年度と比べ600万円減となり、合わせて100万円ほどの減となっております。

支出。

1 款浄化槽設置管理事業費用6,052万2,000円。

1 項営業費用5,904万7,000円、こちらは次のページで、主に浄化槽修繕等が増、職員人件費等も増になります。

2 項営業外費用127万4,000円、企業債の利息です。

3 項特別損失1,000円。

4 項予備費20万円。

次のページをお願いします。

資本的収入及び支出。

1 款資本的収入5,252万6,000円。

1 項企業債1,400万円。

2 項他会計出資金1,484万2,000円、一般会計の出資金です。

3 項国庫補助金1,833万9,000円、浄化槽設置工事に対する補助金です。

4 項都補助金182万8,000円、企業債償還に対する補助金です。

5 項負担金351万7,000円、浄化槽設置工事に対する負担金です。

次に、支出です。

1 款資本的支出5,402万5,000円。

1 項建設改良費4,829万円、浄化槽設置工事25基分です。

2 項企業債償還金573万5,000円。

以上で説明を終わります。

○議長（山本忠志君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

質問ございませんか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、日程第5、議案第17号 令和7年度八丈町浄化槽設置管理事業会計予算は原案どおり可決いたしました。

◎議案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本忠志君） これより日程第6、議案第18号 八丈島の海・山・暮らし館設置条例を上程いたします。

説明、企画財政課長。

○企画財政課長（金川智亜樹君） おはようございます。

それでは、書類番号の13をお願いいたします。

議案第18号 八丈島の海・山・暮らし館設置条例。

上記議案を提出する。

令和7年3月3日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。

八丈島の海・山・暮らし館開設に伴い、条例を制定する必要があるため、本案を提出します。

次のページをお願いします。

この条例は、八丈島の海・山・暮らし館の開設に伴い、八丈町末吉多目的交流施設設置条例を廃止し、新たに制定するものとなります。

最初に、設置目的ですが、第1条、八丈島の自然、歴史、文化等の魅力の探求並びに発信することにより、島の財産としての価値を高め、町の発展につなげていくといった目的となっております。

施設の開館時間ですが、第4条になります。午前10時から午後5時となります。

また、休館日ですが、第5条、毎週火曜日と12月29日から翌年の1月3日までとなっております。この休館日の設定ですが、これは末吉のみはらしの湯の休館日と合わせております。

この施設にて実施する事業につきましては、第6条、4点ございます。

1つ目が、八丈島の魅力発信のための事業、2つ目が地域コミュニティの活性化のための事業、3つ目が学びや活動を通じた探究のための事業、最後が第1条による目的を達成するために必要な事業となっております。

次のページをお願いします。

入館料についてです。第9条で、別表1に定めていますということで、資料最後のページ

をお願いいたします。

一般料金としましては500円、団体料金が10人以上で1人400円、町民は100円、中学生以下は無料で設定しております。

次に、使用料についてですが、第10条で別表2に定めています。地域コミュニティ活性化室、探究活動室、屋外区画ともに通常料金1時間につき300円とし、時間外料金は1時間につき600円としています。ここの中の屋外区画ですが、これはキッチンカーの出店を想定した屋外の駐車スペースとなります。

また、販売等の利益目的としての利用では、通常料金の範囲では700円を足しまして1時間1,000円、時間外では1,400円を足して1時間2,000円の設定としております。

この施設には貸出備品が電動自転車と探索用器具がありまして、その使用料については第11条で別表3に定めていると記載しております。

こちら電動自転車は1時間1,000円、町民の方は500円、1日料金になりますと5,000円、町民の方が2,000円と設定しております。こちらはちょっと高いように思うんですけども、末吉地域を楽しめるコンテンツのサイクリングマップと探索用器具と合わせて貸し出すためにこの料金設定としております。

こちら探索用器具一式というものについてですが、中身は双眼鏡、こちら鯨ホエールウォッチング等に使える双眼鏡、あとルーペ、ルーペはまた別の末吉探索用マップがありまして、植物の孢子だったりとか、いろいろなものが見られるルーペになっています。もう一つが携帯クッション、こちらちょっと発泡スチロール製のもので、防水で下がぬれてもどこでも座れるようクッションになっております。あと、我々が今回作ったコンテンツには携帯の不感地帯というものがやっぱりちょっとところどころにございますので、そのための山岳用の小型発煙筒、もしそこで何かあって携帯もつながらないというときに炊ける発煙筒を整備しています。あと一点が、ガイドブックがもちろん入りまして、この5点になります。

こちら1日料金500円で貸出しを行います。電動自転車を借りる場合にはついてくるんですけども、歩きで回りたい方はこれを1日500円で借りて回れるといったような仕組みとなっております。

施行期日になりますけれども、令和7年の4月1日からの施行になります。ちょうど火曜日ということになっていきますので、実際は4月2日にちょっとセレモニー等やってオープンしたいと考えております。

説明は以上となります。よろしく申し上げます。

○議長（山本忠志君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

質問ございますか。

9番。

○9番（浅沼碧海君） 質問なのですが、通常料金のところについてお伺いしたいんですが、末吉小学校、この海・山・暮らし館を別途で利用するに当たって、例えばバザーを行ったりキッチンカーを出して営業を行う場合は、基本的に1時間1,000円という認識でよろしいでしょうか。

○議長（山本忠志君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金川智亜樹君） こちら、例えば今やっている末吉市場とかのバザーは、どっちかという利益を求めるといより地域活性化のためにやっている事業なので、そこはちょっと別で考えさせていただきます。基本的に利益の部分においてはちょっと追加で料金を払っていただくといった分で営業したいと考えております。よろしくをお願いします。

○議長（山本忠志君） よろしいですか。

9番。

○9番（浅沼碧海君） ありがとうございます。とても安心しました。僕もその末吉市場という団体に加入していて、何か末吉の地域貢献ができないかというところで動いている中で、前年度までの多目的市場の条例だと1時間1,000円という料金がやっぱりすごい高いんじゃないかという議論はしていたので、それに配慮いただき、ありがとうございます。

また、今後キッチンカーが出て、営業目的でたくさんの方の観光の方が来て利益が出ていく分に関しては、1,000円取ってもいいのかなと思うので、その辺はまた別途相談させていただけたらと思います。

以上です。

○議長（山本忠志君） ほかにございますか。

1番。

○1番（真田幸久君） 第6条、それから第7条に関連して質問させていただきます。

第6条のほうで事業の内容が書かれておりまして、その使用の承認に関して、7条の2で、「町長は、使用の承認をするにあたり、必要な条件を付することができる」という記述がございます。

その次の3のほうでは、「一般的な公の秩序又は善良な風俗を乱す」云々の項目がありま

すけれども、これだけを見ると実際にはどのような条件が付されるかというのは分かりませんが、これは要綱という形で当然定めるんであるとは思いますが、やはりこの事業に関して積極的な参加を求めるには、例規集のところで要綱まで公開すべきだと私は思います。そうしないと、都度都度役場のほうに来てやり取りをしなければいけないということになりますので、ある程度要綱を前もって公開して、どのようなポイントで事業を行うに当たって準備しなければいけないとか、そういったものを提示すべきだと考えますけれども、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（山本忠志君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金川智亜樹君） この施設をやはりたくさんの方に活用していただきたいということで、議員がおっしゃるように、今、来年度当初予算でもちょっとお話ししましたホームページの改修を考えています。そこに別ページでこの暮らし館のページを創設して、条例プラス規則のほうもそこに提示させていただきまして、活用前にそこを一読していただいて活用していただくといった形で進めたいと考えておりますので、ホームページのほうで掲載したいと思います。よろしくお願いします。

○議長（山本忠志君） 1番。

○1番（真田幸久君） やはりこの事業の内容のところで、例えば「地域コミュニティの活性化のための事業」と書いてありますけれども、ある意味分かったようで分からないような内容になってしまいますので、ある程度の定義といいますか、そういったものはしておかないとなかなか実際の運用のところ、申込みと、それを例えば認められればいいですけども、認められない場合の論点をはっきりしないとなかなか難しいことになると思いますので、そういったところもある程度はきちんと示した上でやっていただいたほうがいろんなことがスムーズに進むのではないかと思いますので、そういった整備のほうもよろしくお願いいたします。これは提案です。

○議長（山本忠志君） ほかに質問ございますか。

8番。

○8番（岩崎由美君） 旧末吉小学校を活用したすばらしい施設ができるんじゃないかと思えます。この文章、条例にしてしまうと何となく固いイメージなんですけれども、町としてはこれを拠点に末吉を今後どのようにしたいという思いがあった中でこれをつくっていると思うんですね。その思いについて、もしよかったら教えていただければと思います。あと、恐らく洞輪沢とかポットホールとかああいう周辺、それから地域のコミュニティも含めての

話で、もしお聞かせいただければと思います。

○議長（山本忠志君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金川智亜樹君） 思いで言いますと、末吉地域を活性化してやるといった強い思いで取り組んでおります。地域活性化、一言で言っても、温泉の議論もしましたとおり、なかなか難しい、多分バランスだと考えています。なので、この施設に関しましては、一応我々は末吉住民に愛されている末吉小学校の教育の八丈島のスタートというこのアイデンティティーをここにも引き継ぎまして、八丈島の魅力発信、エコツーリズムの始まり、スタートといった拠点としたいと考えていまして、それを目標に末吉地域を併せて活性化していければという思いで考えています。

でも、これ館はできたんですけれども、まだまだやるがございます。これから、例えばエコツーリズム推進に向けてビジターセンターであったり、文化の発展の歴史民俗資料館だったり、いろんなところと連携して取り組んでいければと思いますので、そこは一緒にまた末吉住民の皆様、議会の議員さんと一緒にいろいろ検討して地域活性化のために取り組んでいきたいと考えていますので、ぜひ一緒にやっていければと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（山本忠志君） 8番。

○8番（岩崎由美君） 思いを聞いてよかったです。

展示の中で新しくなった展示の部屋と、もう一つ旧、前からある林先生が作られた地質関係の展示室があるんですけれども、もし将来的に予算とかがあれば、あそこももう少し体験的というか、あれはあれですごい面白いんですけれども、あれ面白いって感じるためには結構知識が要ると思うんですね。なので、あの部分のちょっと楽しい、地質の楽しい展示ができればいいなと思っているんですが、お考えを教えてください。

○議長（山本忠志君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金川智亜樹君） 議員がおっしゃるとおり、物すごい楽しい展示をつくりたいという思いがありまして、山の展示室というものが今ちょうど3月17、18、19の3日間で、末吉住民の方限定になりますけれども、今プレオープンしています。次の20日には全島民向けのプレオープンをいたします。まだ完全にはできていないんですけれども、そこで山の展示室をぜひ皆さんに見ていただきたいんですけれども、島ができた経緯、例えば始良火山がプロジェクトで流れてくるような、というところとちょっと末吉に関わってくるかなというところで、それと併せて、うちの山の展示室と併せて地質のほうもうまく設定していければなと思

います。

歴史民俗資料館もございますので、そこの展示とあまりかぶらないように、ちょっと歴史民俗資料館の方向性とも合わせながらもっといいもの、まだまだ空き教室ございますので、1部屋ずつ皆さんと一緒に考えながら整備していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（山本忠志君） ほかにございますか。

5番。

○5番（山下則子君） 自転車の貸出しについてなんですけれども、交通事故という安全面に対しての何か気をつけることとか、やっぱり一番事故が心配だと思うんですね。坂の地域だから坂が多いし、またマップのところで狭い道路に入ってしまったときに住民の方の自動車とどうこうってならないのかなというところが心配なんですけれども、そのことについてのお考えはどうですか。

○議長（山本忠志君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金川智亜樹君） こちらの安全面ですが、2つあると思っています。人的なほうと自転車の機械的なほうと。

機械的なほうでいいますと、定期点検と、あと島で資格を持っている点検の業者が1社ございますので、ちょっとその辺と連携して、自転車10台あるんですけれども、そこは1台点検用でローリングしていく形でやりたいと思います。

点検も一つ日常点検というものがございまして、これはもう係員で今研修してできるようになっていますので、毎日の点検で自転車の機械的な安全性はこれで大丈夫かなと考えています。

もう一点、人のほう、これ一番難しいと思うんですけれども、事故の多い原因というのが統計的にありまして、ふだん自転車に乗らない方が旅行に来たときに久しぶりに自転車乗ったときに事故が起こるケースというのが非常に多いということで、その辺は自転車に乗る前にちょっとしたアンケートがございまして、そこを1回回答していただき、また係員が外で試乗運転を、ちょっと乗れる方には大変失礼ではあるんですけれども、ちょっと試乗していただいて、そこでオーケーが出たら貸すといったような流れになっています。

これどんなに気をつけてもなかなか避けられない事故というものはあるかなと考えておるんですけれども、これもやはりちょっと先ほど申しました町づくりのバランスといったところで、これ今末吉で実施していますけれども、この事業が一応八丈島のワンダーサイクリン

グといった事業の末吉編ということになっています。

うちが抱える八丈町の問題として、もう一つ交通というものがあります。今、ちょうど京都さんがドコモのシェアサイクリングというものでいろいろ実験しているんですけども、どうもデータの的に借りた場所に戻ってくるといった、要は都内の交通と違って、都内は多分どこかで借りると駅までとか、多分戻ってくることはないと思うんですけども、ちょっと八丈島の交通は変わって、戻ってくるといった傾向が強いので、その辺の交通の課題を勘案しまして、ちょっと楽しんだ交通ができればいいかなと。ただの移動手段で自転車に乗るんじゃないくて、ところどころに多分八丈島に見どころがございますので、ちょっと楽しんだ交通が将来的にできればいいかなということで、そういう未来ビジョンも踏まえて末吉でぜひ最初にチャレンジさせていただければなと考えております。これからまたいろいろ課題は出てくると思うんですけども、一步一步解決して進めていきたいと考えておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（山本忠志君） いいですか。

○5番（山下則子君） はい。

○議長（山本忠志君） ほかに質問ございますか。

1番。

○1番（真田幸久君） 今の自転車の件で別の件ですけども、自転車に関しては、この自転車、例えば島中乗っていいのか、例えば末吉地区に限定しているのかといったような限定をする予定があるかお伺いしたいと思います。

なぜかという、登龍もそうですし、末吉から中之郷に移るところでもかなり狭い道で、そこで事故を起こす可能性が高い状況です。八丈でもいろいろスマートモビリティという形で実証実験もやられましたけれども、残念ながらあの手の交通手段に関しては、道路が広い場所、例えば自転車専用のレーンが造れるような場所ですとうまくいくんでしょうけれども、八丈町のようにかなり狭い道路ですと交通事故を起こしやすい。これは自転車に乗っている人だけではなくて、車を運転している人にとっても不幸なことになりますので、そういったことも含めて、本来であれば末吉地区に限定するのが現実的ではないかというふうに考えますけれども、そのあたりはどのようにお考えでしょうか。

○議長（山本忠志君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金川智亜樹君） こちら議運でも協議させていただいて、そこで我々も検討しまして、おっしゃるとおり、ちょっとここから外れるとなかなか危険かなというところも

ございますので、今回はマップにあるとおり末吉の中限定で登龍までも行けない仕組みになっているんですけども、ちょっと限定的に範囲を定めてやっていきたいと考えています。これは貸すときに口頭で地図ベースで説明するだけになってしまうので、機械的にここから出られないということはないんですけども、そういった形でちょっと範囲限定して進められればなと思います。

また、ポットができてくればまたちょっと考えていこうかなと思うんですけども、今のところは末吉の限定ということで進めたいと考えておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（山本忠志君） ほかに質問ございますか。

6番。

○6番（金川孝幸君） 今の件に関するんですけども、これは保険は加入されているんでしょうか。

○議長（山本忠志君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金川智亜樹君） こちら保険加入で進めていますので、よろしくをお願いします。使用料に含まれる形で保険加入で貸すことになっています。よろしくをお願いします。

○議長（山本忠志君） 6番。

○6番（金川孝幸君） これは対人、あと搭乗者、両方保障されるんでしょうか。

○議長（山本忠志君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金川智亜樹君） これ対人対物になっていますので、でも一応事故マニュアルも整備しまして、しっかり警察に報告するといったそのマニュアル前提になるんですけども、そういった感じでしっかり保険設定してありますので、よろしくをお願いします。

○議長（山本忠志君） 6番。

○6番（金川孝幸君） 搭乗者本人には適用されない。

○議長（山本忠志君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金川智亜樹君） 適用されます。けがした場合とかは。

（金川議員「はい、分かりました」の声あり）

○議長（山本忠志君） ほかに質問ございますか。

7番。

○7番（沖山 昇君） 第17条で損害賠償がありますけれども、「施設及び展示物を」という形になっていますけれども、これ貸出しについては何か要綱とかで制定するんですかね。

○議長（山本忠志君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金川智亜樹君） ちょっと今のところ貸出備品については設定してございません。ちょっと今後検討していきたいと思います。

○議長（山本忠志君） ほかにございますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） ないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、日程第6、議案第18号 八丈島の海・山・暮らし館設置条例は原案どおり可決いたしました。

ここで少し休憩を挟みたいと思います。

10時40分から再開をいたします。4分にお集まりください。

（午前10時30分）

○議長（山本忠志君） それでは、時間になりましたので、休憩を解いて再開いたします。

（午前10時40分）

◎議案第19号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第7、議案第19号 八丈町印鑑条例の一部を改正する条例を上程いたします。

説明、住民課長。

○住民課長（佐藤真一君） 書類番号13番になりまして、海・山・暮らし館設置条例の別表の使用料の次のページとなります。

議案第19号 八丈町印鑑条例の一部を改正する条例。

上記議案を提出する。

令和7年3月3日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。

印鑑登録において旧氏を併記した登録が可能となったため、条例改正により住民の申し出を受け付けるため、本案を提出します。

次のページをお願いいたします。

八丈町印鑑条例の一部を改正する条例。

八丈町印鑑条例の一部を次のように改正する。

内容につきましては、印鑑登録において、旧氏での印鑑の登録ができるということになります。例としまして、佐藤姓の者が大沢姓の方と婚姻した場合、姓の変更が生じますが、従来称してきた姓を申出により住民票に旧氏として記載することで、印鑑登録も旧姓での印鑑で登録可能となるものです。

附則。

この条例は、公布の日から施行する。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（山本忠志君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、日程第7、議案第19号 八丈町印鑑条例の一部を改正する条例は原案どおり可決いたしました。

◎議案第20号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第8、議案第20号 八丈町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例を上程いたします。

説明、企画財政課長。

○企画財政課長（金川智亜樹君） 書類はただいまの続きになります。

議案第20号 八丈町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例。

上記議案を提出する。

令和7年3月3日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。

町条例において、乳幼児、義務教育就学児、高校生等及びひとり親家族等医療費の助成に関する事務について、省令に基づき本条例を改正する必要があるため、本案を提出します。

次のページをお願いします。

こちら改正の要旨ですが、乳幼児、義務教育就学児、高校生、ひとり親家族等における医療費の助成に関する手続について、現在申請者の保険証情報が必要になるため提示を求めています。現行の保険証の有効期限が令和7年9月30日であること、また令和6年のデジタル庁・総務省令第9号第15条に基づき、マイナンバー活用における住民の利便性向上と事務効率化を図るため、事務の特定個人情報列に「医療保険給付関係情報であって町長が指定するもの」を追加いたします。

説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

○議長（山本忠志君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

質問ございませんか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、日程第8、議案第20号 八丈町行政手続にお

ける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例は原案どおり可決いたしました。

◎議案第21号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第9、議案第21号 八丈町職員定数条例の一部を改正する条例を上程いたします。

説明、総務課長。

○総務課長（高野秀男君） それでは、次のページをお願いします。

議案第21号 八丈町職員定数条例の一部を改正する条例。

上記議案を提出する。

令和7年3月3日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。

八丈町職員定数条例に規定する職員定数を、現在の組織業務に必要な定数を定めることにより、安定的かつ効率的な組織体制の維持及び充実を図るとともに、職員の適正な配置を行うため、本案を提出します。

それでは、次のページをお願いいたします。

八丈町職員定数条例の一部を改正する条例。

今回の改正については、現在の業務における人員の見直しのため各課とヒアリングを行い、人員不足への対応、業務多様化の効率化、職員が抱える業務負担の平準化を図っていくため、職員の適正な配置数を定めるものでございます。

今回改正する機関は、町長事務部局、消防本部、公営企業、教育委員会事務局になります。

以上で説明を終わります。

○議長（山本忠志君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

1番。

○1番（真田幸久君） この定数の変更なんですけれども、施政方針のほうで機構改革等を行うという話もありましたので、当然この定数の変更に関しては機構改革も前提とした上で数字が積み上げられたものと考えたいんですけれども、そのあたりはどれぐらいこの数字のほうに反映されていると考えればよろしいでしょうか。もし具体的にるのであれば、それをお示しいただきたいんですけれども。

○議長（山本忠志君） 総務課長。

○総務課長（高野秀男君） 1番議員がおっしゃったとおり、今後機構改革をまず進めていく上で、今現在定数で定めている数値というのがどういった積み上げになっているのかというところをまず検証するために各課とのヒアリングを行ったところでございます。それで、現状の数字が定員数、これぐらいの数字というところの中で、今後機構改革をするに当たっては、この今回の定員数を基に検討していくための材料として定めるものでございます。具体的に今後その人数をどういうふうにやっていくかということのところまでは、まだ決まってはございません。

○議長（山本忠志君） 1番。

○1番（真田幸久君） ありがとうございます。定数と実際の職員数は当然違ってくるんですけども、定数は減らす、一方で今の実際にいる人数からすると、逆にこの新しい定数に対してどれだけ新たに採用というか人員増が必要になるとお考えでしょうか。

○議長（山本忠志君） 総務課長。

○総務課長（高野秀男君） 実際、今回200、全体では275というふうな定数にはしておりますけれども、若干いろいろと業務が変わったりとかでして一時的に人員が必要になるということも当然想定されますので、若干人数のほうは多めに組んではいるところではありますが、基本的には実際の人数に近い数字を基に今回定数条例は定めておりますので、これに近いような形の人員は今後も確保していく必要があると思っております。

○議長（山本忠志君） 1番。

○1番（真田幸久君） つまり、いつも人員が足りないとおっしゃっているのに、その現実の数字と、この定員数との差の数字を知りたいということなんですけれども。

○議長（山本忠志君） 総務課長。

○総務課長（高野秀男君） 細かく言うと、約10名程度です。

○議長（山本忠志君） 1番。

○1番（真田幸久君） いろいろと話を聞いているところの感覚からすると、本当に10名で充足すると考えても大丈夫なんでしょうかというのが少し不安なところなんですけれども、それは10名仮に埋まればある程度各部で今欠員の部分がきちんと補充されて、当初考えていた組織として成り立っていくというふうに捉えてよろしいんでしょうか。

○議長（山本忠志君） 総務課長。

○総務課長（高野秀男君） 失礼しました。ちょっと私の回答が質問に対して誤ったと思いま

すけれども、実際、今回定数条例で275というふうな数字を挙げましたけれども、我々が今実際にヒアリングをした結果と、プラスいろいろなまた業務が増えたようなときの状況にも対応できるようなところで、実際は268名必要ではないかというふうに考えております。実際の人数が今現在不足しているというところになりますと、人数はもっと増えますけれども、事務職としては専門職も含めて16名、今不足しているような状況です。

○議長（山本忠志君） 1番。

○1番（真田幸久君） ありがとうございます。それは会計年度任用職員を考慮した上で、いわゆる正職員として16名足りないということであって、会計年度任用職員の、本人が希望するかどうかは別の話としてありますけれども、正規職員化することを考えるともう少し多くなるのではないかと思うんですけれども、そのあたり実際会計年度任用職員の方で正規職員に変更したいとか、そういったことも考慮すると実際のところはもうちょっと多いのではないかという気もするんですが、その点はいかがでしょうか。

○議長（山本忠志君） 総務課長。

○総務課長（高野秀男君） 会計年度任用職員は、非常にもう年数的にも長年町のほうの業務に当たっていただいている方もいらっしゃいます。雇用の場として会計年度任用職員も当然必要と考えております。

実際にそれを職員数に見直すとということまでは、正直なところ数値としてはカウントは今回はしておりませんでしたけれども、実際やはりそういった会計年度任用職員の方の力というのは今後ももちろん必要というふうに考えておりますし、引き続き町のほうの業務に取り組んでいただきたいというふうに考えております。

○議長（山本忠志君） そのほか質問ございますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、日程第9、議案第21号 八丈町職員定数条例の一部を改正する条例は原案どおり可決いたしました。

◎議案第22号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第10、議案第22号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を上程いたします。

説明、総務課長。

○総務課長（高野秀男君） それでは、また次のページをお願いします。

議案第22号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例。

上記議案を提出する。

令和7年3月3日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正により、規定の整備を図るため、本案を提出します。

では、次のページをお願いいたします。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例。

育児・介護休業法の改正によりまして、職員の勤務時間、休暇等を改正するものになります。

ここで示しております第10条については、超過勤務免除の対象が、「3歳に満たない子」から「小学校就学の始期に達するまでの子」に拡大となります。

第19条の「子の看護休暇」を「子の看護等休暇」に見直すのは、これまで病気、けがなどでしか休暇が取れませんでしたけれども、感染症に伴う学級閉鎖や入園・入学式、卒園式でも休暇が取れるようになります。対象となる子の範囲も、小学校就学の始期に達するまでから小学校3年生修了までに拡大となります。

以上で説明を終わります。

○議長（山本忠志君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

質疑ございますか。

1番。

○1番（真田幸久君） すみません、この一部改正に関してではなくて、職員の勤務時間とい

うことで質問してもよろしいでしょうか。よろしければ質問させていただきたいんですが。

○議長（山本忠志君） ちょっと待ってください。

総務課長、いかがですか。内容がちょっとどの質問か分からないんですけども。

○1番（真田幸久君） 要は職員の勤務時間なんですけれども、ほかの自治体でも大体職員の勤務時間と開庁・閉庁時間が一致しているという自治体が多いんですけども、実態として例えば閉庁時間、窓口開けている時間と職員の勤務時間の終了が同じだと、実際にはそこで終われないと思います。ですので、開庁時間を遅くして、かつ閉庁時間を早めるというような対応をしている自治体はかなり増えてきている中で、職員の働き方改革という面も含めて、そういったことを職員の勤務時間に関するところで今後お考えがあるかどうか、そういう変更を進めていきたいとか、そういった取組をしようとか、そういったことを考えているかをちょっと教えていただきたいんですけども。

○議長（山本忠志君） じゃ、今のこの提案あったこととは別件の……

○1番（真田幸久君） なので、ここで質問していいですかということで。

○議長（山本忠志君） 別条項ですよ、それはね。

○1番（真田幸久君） はい。

○議長（山本忠志君） 総務課長、いかがですか。それはまた別の機会にさせていただきますか。じゃ、お考えだけ、今の件については。お願いします。

総務課長。

○総務課長（高野秀男君） 今のお話は、私もいろいろな自治体のところで取り組んでいるというのはいろいろと聞いてはおります。

恐らく今真田議員がおっしゃったのは、例えば窓口業務をするに当たって、朝の8時半だったりとか夕方の5時15分に帰るまでにはそういった下準備だったりとか上着の片づけ、そういったところの時間があるので、例えば住民サービスの時間のそういったところの考えることはないかという、多分そういったお話だとは思いますが、それについてはちょっと町の中で何かこれについて議論したとかというところは今のところございません。住民サービスという大きなところにも関わる部分ですので、その辺は慎重に考えたいなと思います。

○議長（山本忠志君） 1番。

○1番（真田幸久君） ありがとうございます。もちろん住民サービスをおろそかにすることは問題だと思います。一方で、今現在窓口にいらっしゃる時間帯と人数の統計等を取って

ただいて、例えばもう4時半以降はほとんど来ないとか、そういうのが現実の数字としてあれば住民の方にもそれを納得していただける可能性があるのですが、そういった数字も含めて今後、もう既に取りられているのかもしれませんが、そういった数字等も考慮して、差し障りがないと判断されるならやはり前向きに考えたほうがいいでしょうし、例えば八丈町では自営業の人が多くて5時ぎりぎりにならないと来られない人がいるとか、そういう事情が仮にあったとしたら、それは数字として当然難しいということが分かりますけれども、一方で例えばその対応策として、今は各部署のところは全面オープンになっていますけれども、窓口対応のところだけ見えるようにして、ローテーションを組んで担当を変えてというような形で行えば、ほかの方の就業時間を早められるといたしますか、そういうことも可能かと思っておりますので、まずはそういったデータ収集をしていただくか、しているのであれば今後教えていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（山本忠志君） 総務課長。

○総務課長（高野秀男君） そういった実際に窓口業務をされている方からすれば、どの時間に来客が多くてどの時間が少ないというのは、それはもう大体感覚的にはあると思うんですけども、じゃそれを今住民の方とかに例えば説明するようなものとして何か取っているかというところ、そこまでは多分していないのかなというふうに思います。もちろんそういったものを変えていくということになれば、実際状況を把握しなきゃいけないというところもありますので、それはそういったサービス、下の階だけではないんですけども、住民の方によってはこの時間にしか来られないという方も当然いらっしゃると思っておりますので、そういったところは各課にちょっといろいろと情報を把握していきたいなと思っております。

○議長（山本忠志君） よろしいですか。

ほかに質問ございますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） なければ、以上で質疑を終了いたします。

討論に入ります。

討論ございますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本忠志君) ご異議ないものと認め、日程第10、議案第22号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例は原案どおり可決いたしました。

◎議案第23号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(山本忠志君) 続いて、日程第11、議案第23号 八丈町歴史民俗資料館設置条例の一部を改正する条例を上程いたします。

説明、教育課長。

○教育課長(田村久美君) それでは、ただいまの議案の次をご覧ください。

議案第23号 八丈町歴史民俗資料館設置条例の一部を改正する条例。

上記議案を提出する。

令和7年3月3日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。

位置及び入館料の変更に伴い本条例を改正する必要があるので、本案を提出します。

次の資料をご覧ください。

改め文の読み上げについては省略させていただきまして、主な改正点のみ説明申し上げます。

まず、表題なんですけど、施設の名称と同じように改めました。

それから、第1条の設置なんですけれども、こちらは博物館法の改正が令和4年にありまして、また八丈町の教育大綱にも歴史と文化を生かすことができる人づくりというのがございます。新しい歴史民俗資料館については、地域への誇りやアイデンティティーの醸成、島内の学習、島の魅力を島内外へ発信する拠点とするなど、その存在意義を高めたいと考えています。

また、入館料です。入館料については、これまでは前の議会のほうで無料の場所を造るというお話はありましたが、改めて施設が立ち上がっていると確認したところ、ちょっと無料のスペースを造るのは難しいかなというところで、料金は徴収したいと考えております。

博物館法で入館料は無料と定められていますが、公立の博物館で7割以上が有料というところで、またいろいろ足を運んでいただきたいという思いと、また文化財の建物であるというところといろいろ考慮いたしまして、一般の方については500円という金額を設定させていただきました。町に住所を有する方については100円です。義務教育以下のお子さんに関

しては無料として、特にお子さんについてはできるだけ足を運んでいただきたいということで無料といたしました。

開館時間や休館の定めについては変更ありませんので、よろしくお願いいたします。

○議長（山本忠志君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

質問ございますか。

8番。

○8番（岩崎由美君） ちょっとこの質問に入る前に、昨日の当初予算のところで言い忘れたというか、ちょっと言わせていただきたいと思うんですが、おとといの夕鶴、教育委員会の皆さんが中心になって、いろんな方が関わって大変すばらしいオペラだったと思います。とても感動しました。70周年にふさわしい内容だと思います。お疲れさまでした。

こっちのほうにお話が入るんですけども、この博物館のほうの第3条ですね、「資料に関する調査研究を行うこと」、(3)として「資料に関する広報活動、教育普及活動を行うこと」とありますけれども、今度新しい学芸員の方が2名来ていろいろやると思うんですけども、新しく来た人は何をどの程度つけたらいいかというのはなかなか難しいと思うんですね。その方向性とか、どういうふうにやっていくのか、どういう内容を中心にやっていってもらえるのかということが1点。

それと、広報活動ということで、館内にそういった手作りの展示スペースを置くところはあんまりないのかなと思うんですけども、さっき海・山館、末吉のほうはホームページという話がありましたが、どのような広報活動とか、教育普及活動は何となく分かるんですけども、広報活動はやっていくのかを知りたいです。例えば企業的な何か毎月ニュースレターみたいにして出すのか、それももちろん紙ベースではなくてネット上でいいと思うんですけども、その辺のご意見をお聞かせください。

○議長（山本忠志君） 教育課長。

○教育課長（田村久美君） 「資料に関する調査研究を行うこと」と書いてありますが、こちら町のほうの今現在保有している資料というものがまだ未整理のものがたくさんありまして、そちらの資料の調査研究というのは進めていかないといけないかなと思っておりますので、また学芸員の仕事の中にも資料の調査研究というものがございますので、こちらに規定させていただきました。

協力隊の方の活用なんですけれども、今現在4月1日から2名の方、それぞれ学芸員の資

格をお持ちの方が一応いらっしゃる予定です。また、町にも教育課の中にも資格を持った職員がおりますが、やはりちょっと八丈島に特化したという学芸員というわけではありませんので、それぞれの方の特色を生かした形でご協力をいただきたいというふうに考えておりますが、開館が10月1日からとなっておりますので、4月1からはまず八丈島のことを少し学んでいただいて、それから運営のほうにも携わっていただくということを考えておりますし、教育の普及に関しては、例えば学校のほうに出向いていろいろな専門的な知識のところでは子供たちにいろいろな講義をしていただければなと考えておりますが、実際は4月1日になってから、体制を整えてからいろいろと検討してまいりたいと考えております。

(岩崎議員「広報活動については」の声あり)

○教育課長(田村久美君) 失礼しました。広報活動については、今ホームページのほうの充実というのを徐々に進めてまいりたいと思っています。また、コンテンツのところと連携させるであるとか、あとは企画財政課のほうで海・山・暮らし館というのを新しく立ち上げておりますので、町のももちろん図書館もそうなんですけれども、いろんな町の施設と連携して、また各課と協力して広報活動を進めていけたらと思っています。

(岩崎議員「ありがとうございます」の声あり)

○議長(山本忠志君) ほかに質問ございますか。

1番。

○1番(真田幸久君) 第5条、入館料の免除のところ、「八丈町長は、特別の理由があると認めるときは、入館料を免除することができる」とありますけれども、ここで言っている特別の理由は何を想定されていますでしょうか。

○議長(山本忠志君) 教育課長。

○教育課長(田村久美君) 特別な理由の規定なんですけど、規則のほうで定めております。例えば障害手帳をお持ちの方ということと、その付添いの方1名、あとは学校が教育活動で使う際に、子供たちはもちろん義務教育までは無料なんですけれども、その付添いの先生方ですね、保育園も学校も、そういったところの先生方の減免というのを考えています。

特別な事情に関しては、規則ではなくて内部のほうでもう考えは定めてありますので、そういうところで減免をしたいと思います。

○議長(山本忠志君) ほかに質問ございますか。

(発言する者なし)

○議長(山本忠志君) なければ、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございますか。

(発言する者なし)

○議長（山本忠志君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、日程第11、議案第23号 八丈町歴史民俗資料館設置条例の一部を改正する条例は原案どおり可決いたしました。

◎議案第24号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第12、議案第24号 八丈町文化財保護条例の一部を改正する条例を上程いたします。

説明、教育課長。

○教育課長（田村久美君） それでは、その次の資料をご覧ください。

議案第24号 八丈町文化財保護条例の一部を改正する条例。

上記議案を提出する。

令和7年3月3日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。

条文の文言の整備を図るため、本案を提出します。

次をご覧ください。

こちらの主な改正点なんですけど、まず親法の条例の番号等の訂正がございます。また、文言の整備ですね。あとは平仮名表記であったものを漢字に直すといったような軽微な整備がございます。

それから、第6条、改正文の中ほどになりますが、こちら第6条の文化財保護審議会、こちらこれまでは文化財専門委員会というふうにしておりましたが、文化財保護審議会というふうに変更も改めます。

同時に、専門委員の規則は廃止いたしました。

条例の中で定めております委員についてなんですけど、これまでは学識経験者ということが表記がありましたけれども、こちらを「文化財に関し広く高い見識を有する者のうちから委

員会が委嘱する」ということに改めました。学術的などというところの専門家というのは島内にはいらっしやらないということもありますので、そちらに改めます。

また、その前の第6条の3項になるんですけども、委員の人数なんですが、8名以内をもってというのは変更はございませんが、「特別の事項を調査審議するために必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる」というところで、町のほうで例えば大学の先生などの学術的な観点からのアドバイスをいただくということができるように改正しております。

簡単ですが、説明は終わります。

○議長（山本忠志君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

質問ございますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、日程第12、議案第24号 八丈町文化財保護条例の一部を改正する条例は原案どおり可決いたしました。

◎議案第25号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第13、議案第25号 八丈町牧野施設設置条例の一部を改正する条例を上程いたします。

説明、産業観光課長。

○産業観光課長（大川和彦君） 議案は次のページでございます。

議案第25号 八丈町牧野施設設置条例の一部を改正する条例。

上記議案を提出する。

令和7年3月3日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。

八丈町牧野施設である牧区及び牧野使用料の見直しを図るため、本案を提出します。

次のページをお願いいたします。

改正全文を全て説明するというのは時間的にもありますので、改正点のほうをご説明させていただきます。

大きく3つの点の改正がございます。

1点目が文言の訂正、第2条中の「名称、位置、用途及び面積」というような形のものの今までは用途というものが入っていなかったものに用途を加えるや、平仮名表記を漢字表記に変えるなどの文言の訂正が1点目でございます。

2点目が牧区の位置なんです、今まで八丈富士一周全て牧区というような形だったんですが、使い勝手がよいところ、牛の肥育がしやすいところというのがありますので、そこら辺の整理を含めまして牧区の区域の見直しを行っております。

3点目が牧野使用料の見直しということで、近年の物価の上昇等に合わせまして、肥料代等が上がっておりますので、その分も鑑みまして、牧野使用料のほうを6か月以上の牛に関しては一律1日50円、1か月以上6か月未満の子牛に関しては110円というような形の値上げを行います。

牛の肥育の方法に関しては、子牛に関して、食べる力をつけるための肥育の仕方等を工夫して、なるべく牛がうまく育つような形で対応していければというふうに考えてございます。

説明は以上となります。

附則。

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

○議長（山本忠志君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

質問ございますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、日程第13、議案第25号 八丈町牧野施設設置条例の一部を改正する条例は原案どおり可決いたしました。

◎議案第26号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第14、議案第26号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例を上程いたします。

説明、総務課長。

○総務課長（高野秀男君） それでは、次のページをお願いいたします。

議案第26号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例。

上記議案を提出する。

令和7年3月3日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の文言を整備する必要があるため、本案を提出します。

次のページをお願いします。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例。

改正を必要とする条例は、第1条から第4条に記載の4条例になります。

令和4年6月17日に公布された刑法等の一部を改正する法律において、刑罰の懲役及び禁錮を廃止し、拘禁刑が創設されたことから、「懲役」「禁錮」の文言を「拘禁刑」に改めるものでございます。

この条例は、令和7年6月1日からの施行になります。

以上で説明を終わります。

○議長（山本忠志君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

質問ございますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、日程第14、議案第26号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例は原案どおり可決いたしました。

◎発議第1号の上程、説明、採決

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第15、発議第1号 八丈町議会委員会条例の一部を改正する条例を上程いたします。

提出者、3番、奥山幸子君、ご登壇をお願いします。

（3番 奥山幸子君 登壇）

○3番（奥山幸子君） 発議第1号 八丈町議会委員会条例の一部を改正する条例。

地方自治法第112条及び会議規則第13条の規定により、上記議案を提出する。

令和7年3月3日、提出者、八丈町議会議員、奥山幸子。

賛成者、八丈町議会議員、真田幸久、同浅沼隆章、同浅沼清孝、同山下則子、同金川孝幸、同沖山 昇、同岩崎由美、同浅沼碧海、同山下 巧、同浅沼憲春。

八丈町議会議長、山本忠志殿。

説明。

議会に係る手続のオンライン化に対応した改正を行うとともに、委員選任に関する規定の見直しを行うものである。

○議長（山本忠志君） 説明が終わりました。

本案については、提出者、賛成者で全員になっておりますので、採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、日程第15、発議第1号 八丈町議会委員会条

例の一部を改正する条例は原案どおり可決いたしました。

◎発議第2号の上程、説明、採決

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第16、発議第2号 八丈町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を上程いたします。

提出者、3番、奥山幸子君、お願いします。

（3番 奥山幸子君 登壇）

○3番（奥山幸子君） 続いて、ここでお願いします。

発議第2号 八丈町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例。

地方自治法第112条及び会議規則第13条の規定により、上記議案を提出する。

令和7年3月3日、提出者、八丈町議会議員、奥山幸子。

賛成者、八丈町議会議員、真田幸久、同浅沼隆章、同浅沼清孝、同山下則子、同金川孝幸、同沖山 昇、同岩崎由美、同浅沼碧海、同山下 巧、同浅沼憲春。

八丈町議会議長、山本忠志殿。

説明。

「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の改正に対応するとともに、所要の規定の整備のため、本条例の一部を改正する必要があるので本案を提出します。

○議長（山本忠志君） 説明が終わりました。

本案については、提出者、賛成者で全員になっておりますので、採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、日程第16、発議第2号 八丈町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例は原案どおり可決いたしました。

◎発議第3号の上程、説明、採決

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第17、発議第3号 八丈町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する等の条例を上程いたします。

提出者、3番、奥山幸子君、お願いします。

(3番 奥山幸子君 登壇)

- 3番(奥山幸子君) 発議第3号 八丈町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する等の条例。

地方自治法第112条及び会議規則第13条の規定により、上記議案を提出する。

令和7年3月3日、提出者、八丈町議会議員、奥山幸子。

賛成者、八丈町議会議員、真田幸久、同浅沼隆章、同浅沼清孝、同山下則子、同金川孝幸、同沖山 昇、同岩崎由美、同浅沼碧海、同山下 巧、同浅沼憲春。

八丈町議会議長、山本忠志殿。

説明。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の文言を整備する必要があるため、本案を提出する。

- 議長(山本忠志君) 説明が終わりました。

本案については、提出者、賛成者で全員になっておりますので、採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(山本忠志君) ご異議ないものと認め、日程第17、発議第3号 八丈町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する等の条例は原案どおり可決いたしました。

◎発議第4号の上程、説明、採決

- 議長(山本忠志君) 続いて、日程第18、発議第4号 八丈町議会会議規則の一部を改正する規則を上程いたします。

提出者、3番、奥山幸子君。

(3番 奥山幸子君 登壇)

- 3番(奥山幸子君) 発議第4号 八丈町議会会議規則の一部を改正する規則。

地方自治法第112条及び会議規則第13条の規定により、上記議案を提出する。

令和7年3月3日、提出者、八丈町議会議員、奥山幸子。

賛成者、八丈町議会議員、真田幸久、同浅沼隆章、同浅沼清孝、同山下則子、同金川孝幸、同沖山 昇、同岩崎由美、同浅沼碧海、同山下 巧、同浅沼憲春。

八丈町議会議長、山本忠志殿。

説明。

令和5年の地方自治法の一部改正に伴い、議会に係る手続のオンライン化に対応した改正を行うとともに、現在の社会情勢等に照らし所要の整備を行うものである。

○議長（山本忠志君） 説明が終わりました。

本案については、提出者、賛成者で全員になっておりますので、採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、日程第18、発議第4号 八丈町議会会議規則の一部を改正する規則は原案どおり可決いたしました。

◎発議第5号の上程、説明、採決

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第19、発議第5号 八丈町議会傍聴規則の一部を改正する規則を上程いたします。

提出者、3番、奥山幸子君。

（3番 奥山幸子君 登壇）

○3番（奥山幸子君） 発議第5号 八丈町議会傍聴規則の一部を改正する規則。

地方自治法第112条及び会議規則第13条の規定により、上記議案を提出する。

令和7年3月3日、提出者、八丈町議会議員、奥山幸子。

賛成者、八丈町議会議員、真田幸久、同浅沼隆章、同浅沼清孝、同山下則子、同金川孝幸、同沖山 昇、同岩崎由美、同浅沼碧海、同山下 巧、同浅沼憲春。

八丈町議会議長、山本忠志殿。

説明。

現在の社会情勢等に照らし所要の整備を行うものである。

○議長（山本忠志君） 説明が終わりました。

本案については、提出者、賛成者で全員になっておりますので、採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、日程第19、発議第5号 八丈町議会傍聴規則の一部を改正する規則は原案どおり可決いたしました。

◎発議第6号の上程、説明、採決

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第20、発議第6号 八丈町議会会議規則に係る情報通信技術の活用に関する規程を上程いたします。

提出者、3番、奥山幸子君。

（3番 奥山幸子君 登壇）

○3番（奥山幸子君） 発議第6号 八丈町議会会議規則に係る情報通信技術の活用に関する規程。

地方自治法第112条及び会議規則第13条の規定により、上記議案を提出する。

令和7年3月3日、提出者、八丈町議会議員、奥山幸子。

賛成者、八丈町議会議員、真田幸久、同浅沼隆章、同浅沼清孝、同山下則子、同金川孝幸、同沖山 昇、同岩崎由美、同浅沼碧海、同山下 巧、同浅沼憲春。

八丈町議会議長、山本忠志殿。

説明。

この規程は、八丈町議会会議規則に規定する通知、作成、保存等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合について、必要な事項を定めるものとする。

○議長（山本忠志君） 説明が終わりました。

本案については、提出者、賛成者で全員になっておりますので、採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、日程第20、発議第6号 八丈町議会会議規則に係る情報通信技術の活用に関する規程は原案どおり可決いたしました。

◎承認第2号ないし承認第7号の上程、承認

○議長（山本忠志君） 続いて、議員派遣についてお諮りいたします。

日程第21、承認第2号から日程第26、承認第7号の議員派遣承認については一括して議題にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、一括して議題といたします。

お手元に配付しております議員派遣承認要求書は、会議規則第126条の規定により議決を

求めるものであります。

これより休憩いたします。

(午前 11 時 34 分)

○議長（山本忠志君） 休憩を解いて再開いたします。

(午前 11 時 39 分)

○議長（山本忠志君） 日程第21、承認第2号 令和7年度東京都町村議会議員講演会については、議員全員を派遣いたします。

それから、日程第22、承認第3号 令和7年度要望活動については、2番、浅沼隆章君、8番、岩崎由美君と私を含め、3名を派遣。

日程第23、承認第4号 令和7年度町村議会議長・副議長研修会については、副議長と私。

それから、日程第24、承認第5号 小笠原親善訪問については、1番、真田幸久君、9番、浅沼碧海君の2名を派遣。

日程第25、承認第6号 令和7年度行政視察研修に係る議員の派遣については、常任委員に一任することといたします。

日程第26、承認第7号 南大東村訪問については、2番、浅沼隆章君、7番、沖山昇君の2名を派遣。

また、議員派遣の日程等の変更及び緊急を要する議員の派遣については、議長に一任し、定例会で報告を行うことにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、ただいまのとおり承認いたしました。

◎散会の宣告

○議長（山本忠志君） 以上をもちまして、本日付議された議案は全て終了いたしました。

令和7年第一回八丈町議会定例会3日目を散会いたします。

次の会議は、3月28日、午前9時より開議いたします。

以上でございます。

お疲れさまでした。

(午前 11 時 41 分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和7年3月18日

議 長 山 本 忠 志

署 名 議 員 山 下 巧

署 名 議 員 真 田 幸 久